

地球 第九卷第五號

昭和三年五月一日

政治學者の觀たる國家(一)

小川 琢治

チレン氏の『生態としての國家』(獨逸譯一九二四年版)は僅々菊判二百餘頁の小冊子ではあるが、著者自序によれば政治學の體系を建立せんとする目的へ向つて努力を結集したものである。著者は一九〇八年以來斷々乎として法理學の見地と手を切つて獨特の根本觀念をあらゆる方面に及ぼし、その因つて生ずる所を徹底せんとするものであるといひ、分類の基礎を定めその輪廓を劃するには尙ほ荒けずりの憾を免れぬとし、此の輪廓内に體系を結構するには繼續した經驗的性質の作業に待たんとの意向を言明してゐる。

著者が瑞典國の教育界に於て政治學の不振の状態に在るを慨嘆し、自國の歴史に戦場の英雄の多くして政治家の乏しく、前者の胤が漸く絶滅せんとしつゝあつて後者の胤が殖えては來ぬといふのを讀み來つて東西地を異するも同感の情に堪へぬ。

而して著者は此の如く政治學の性質が正當に認められてゐぬ理由を以て此の科學の固有の對象と

之に適應する教育組織に對する官僚的見解に在つて、その見解に従へば國家は全く根本からも原則からも全く法律主體 *Rechtssubjekt* に外ならぬとする。此の概念の基く所は憲法に外ならずして、従つて國家に關する科學も亦た純然たる憲法學のみとなる譯である。然るに大學には法學部に國法學が儼存し、之と區別する爲めに國家の歴史的發達若しくは純理的概念に目標を置くど力説するも是は史學及び實踐的哲學の範圍に踏み出るものである。

然るに此の如き見解は世界的に同一なるも事實であつて、一九〇〇年イエリネツク氏は國家を第一次的法律主體とする見解が現在優勢であるといひ、一九〇一年リハルド・シュミットは從來憲法學に没頭し過ぎてゐたのが、近來判決や行政に注意し始めたのを政治學に取つての一の獲物であるといつた。此等は何れも一八七九年ルードルフ・グナイスト著『法治國』*Rechtsstaat* の概念が此の國家を何よりも法律的團結とする見解を起したのである。

而して此の考へ方の由つて來るや甚だ遠く、アリストテレス、キケロ、マキアブエリー等の頃に既に國家と憲法とを同定する傾向を生じて、その傾向は國家權力の消長と共に律動し、中世の組合制度旺盛の時に衰へ、專制君主國の時代に再び榮へ、第十九世紀に入つて個人主義の流行と共に復た下火となつた。その極端なるものはマンチエスター派の學者で、法律上の保護を供給するの外何もものを國家に認めず、國民にも亦た秩序維持のみが要求され、法律及び行政の行爲の外何もものを意味せぬものとされた。

國家なる概念を此の如き狹隘なる見解から解放して廣い基礎の上に建てねばならぬことは著者の

言いふ通りである。

二

然らば政治學の範圍を擴大するに當り如何なる方向に向ふべきか。之を決定するにはポルンハークの政治學總論（一八九六年）に言つた如く、國家は理性に従つて建立さるべきものでなくして、體驗上から認識されねばならぬ。國民の日常生活に於て自分の國家に就いて如何なる體驗を有するかといふに、第一印象は全く陰性であつて、毎日の勤勞は國家との接觸がない。是は見えないのであつて、大氣が眼に見えずして而かも現存するのと同じく、平和の行動を保護する法律秩序の中に呼吸すると謂ひ得る。之を目撃せんとせば法律秩序を破るのが捷徑で、警察裁判拘束といふ刑罰が背景から現はれ、國家の有する權能と強制の手段に對して個人は隆車に逆らふ螻螂の如く無力なることが直ちに明瞭に認識されるであらう。

故に我々の經驗的に認識し得る國家の第一の特性が國家を法律主體とする見解を強めるものたるは當然である。

然れども更に進んで考ふれば、國家は此の如く受働的に個人に對するのみでなく、個人の自發に非ざる要求が行はれ、租稅徵兵等を賦課する積極的行爲がある。又た教育衛生土木産業の獎勵等の國民生活の向上を圖る事業が實行される。特に鐵道郵便電話等の交通通信の機關は國家の積極的施設中文化人の一日も無かる可らざる所である。此等の場合は國民の生活を保護する以上にその向上

を目的とするは勿論なるも、國家の究竟問題とする所は別に在つて、個人の保護補助は有用なる限り之を行ふもので、時としては免許特許といふ形式で或る個人又は團體に限り特權を與へて他の行動を束縛し、又た時としては個人の營業を禁止して國家が專賣する如き場合も起る。

是は國家としての利益が眼目で、自發的に商業工業等の政策を樹立するので、昔から直接の所有權を以て種々領地を所有し、之を經濟化する事業上の任務をも有する。然れども土地開墾、森林、鑛山、水力等の政策は此の目的以上に出づるもので、全グマインシャント全土地を通觀した國民經濟的政策である。世界戦争は國民の經濟的并に社會的生活のあらゆる方面を國家が調攝監視せねばならぬことを明示した。

國家の形象が此の如くに我々を圍繞する實在となつて現はれることは舊式の自由主義者が國家に法律の範圍だけを委託し、進歩向上は個人が心配すべきものとの理想とは似てもつかぬ。之を約言すれば現代の國家はそれ自身が進歩を起す原動力であり、又たそれがあらゆる勢力の中最も大なるものである。

以上證し來つた所を綜括すれば政治學は國家の性質に法律上の力たる以外に社會上并に經濟上の力のあることを容認せねばならぬ。最早國家と社會とを對立せしめることは出來ない。是が政治學の範圍を擴大する第一の重要な方向である。

此の見解の中少くとも純然たる社會的要素だけは法學の見解の本案たる獨逸に於てすら、既に五十年前にギルケ氏が國家の本質的要件として支配 *Herrschaft* に於ける政治的服従 *Untertordnung*

と相並べて仲間 *Genossenschaft* に於ける社會的同列 *Zusammenordnung* を擧げたのである。此方面の優勢となる傾向はブルンチリの政治學と之より三十年後れて出たイェリネツク氏のそれを比較すれば明かとなる。前者は憲法を國家の意志を以て精神とし、その官吏を以て肢體としたと考へ、社會的諸現象を以て國家の外的前定若しくは人性に屬する國家の基礎に過ぎぬと考へたが、後者は國家を法律的に制立した物 *Rechtsinstitut* に非ずして、寧ろ歴史的并に社會的に形成した物 *Historisch-Soziales Gebilde* なりと考へ、此の兩者が國家本質の兩面であるから、政治學は社會的政治論と國法論との二分科とすべきものとした。一九〇七年レーム氏は之を物質的及び倫理的現象なるのみならずして、社會的現象であると説明し、一九一六年メンツェル氏出で、國家の構成は兩要素を基礎とするもので、兩要素とは *Genossenschaftliche und herrschaftliche Verbindung* 即ち團結性 *Solidarität* と權威性 *Autorität* であるとの定義を與ふるに及び、彌々倍々政治學者の守持する國家の二元説が明確になつた。

此の趨勢は政治學の位置が純然たる法律學から社會的方面に向つて解放せられんとすることを意味する。然れども新らしい見解の隨伴現象として、往々にして一の極端から他の極端に奔逸する傾向は免れ難く、是は社會政策又は社會學の新らしい流行と共に現はれた政治學説のみに注意を集中せんとしたイェリネツク氏の傾向にも認められる。此の如くして視界の擴大されるといふことは諺にいふ雨を避けて霑(雨垂れ)に當るの類で、新たに危険なる從屬關係が生じて、前に政治學の理論的見解に壓迫された所と位置の顛倒したに過ぎぬ感を免れぬ。

此の外に尙ほ經濟生活を社會生活と引き離して考ふると共に、更に經濟説といふ第二の危險なる競争者が現はれ出でる譯である。

以上述べた所により我々の考索の未だその目的を達してゐぬことは明かで、ギルケやイエリネツクの二元論に尤もな理由はあつてもそのみに我々は満足し得ぬ。我々は實地の討究を續けて、此等以外により豊富にしてより充實した多元があつて、それから眞實の單元が発生し得るものでないかを詮索せねばならぬ。

三

茲に執り來つた研究の方法は國境内に限られて、その内部に行はるゝ政治的生活を考察したが、國境を越えて國土外に起る政治的行動にも注意されるべきで、國際間に於ける國家の實際は日常讀む新聞に頻々として現はれ、時代一般の見方がその眞相を反映してゐる。

此の如く著者は論じ來つて、一九〇八年バルカン半島の騷動即ちブルガリア國の獨立宣言の前後の新聞報道を引合に出してゐるが、我々は遠い歐洲に實例を求むるまでもなく、明治三十三年（一九〇〇年）拳匪騷亂以後の支那并に明治四十五年（一九二二年）二月十二日袁世凱の大總統就任以來の支那に關する新聞記事の記憶を喚び起せば足る。英露獨佛四國の參加した列強對峙の時にも露獨の退却した後の英米兩國の我が國と鼎立する時にも支那に對する外國の遣り方が何れも露骨なる自國本位の行動であり、支那政治も亦た所謂『以夷制夷』の傳統的術策を以て之に當りつゝあつたこ

とが今も我々の記憶に新たなる所である。此の場合に列強 Powers (Mächte) といふのは即ち國家と同義で『弱肉強食』といふ語を想起せしめる。而してその實體に關する概念は何であるかといへば我々の眼前に浮ぶものは世界列國を色別にした政治區劃圖に現はるゝ所の歐米兩洲の母國とその植民地との形象である。

此の國家の第二の概念が如何なる科學から來たかを考ふるに、地理學の方面に起つたことは疑ひなき所で、前世紀末にフリードリヒ・ラッセルが出て國家とその領土との間の關係を研究し、兩者の關係が從來認めたまよりも遙かに密接なるを結論した。ラッセルの考では國家も亦た自然界の生物としての發達の種々の段級に在るもので、その進歩したものは領土と之に所屬する人類の集團であるとし、『國家は人類の一團と體制ある土地の一區である』*Der Staat ist ein Stück Menschheit und ein Stück organisierte Erde.* と喝破した。此の語の意味は我々の英國 *England* とか瑞士國 *Switzerland* と云ふ場合の國土 *Land* と國民 *Nation* とが結び付いて離れ難い例で明かである。

是に於てか人種學 *Ethnography* がまた國家の實體を更に精細に考察する輔佐として缺く可らざることになる。ラッセルの足跡を踐むものが輩出するに及び、アルフレッド・ヘットナー氏の露西亞誌に附加ふるに『國民、國家及び文化の一考察』なる語を以てしたのはその顯著なる例證である。

此の範圍の考察が當然政治學に特權あるべきをラッセル自身も之を認めたことは、政治地理學

の序文に明かで、此の問題は政治學の方で擔當せねばなるまいと疑ふかも知れぬが、今日まで政治學の方では國家及び國家の部分に就いての空間的考察、測定、計算及び比較を屑しとせぬから、茲に政治地理學の生れ出でることになつた、多數政治學者及び社會學者に在つては、歴史家にも往々ある如く、國家は宛かも空中に立つものかの如くしか考へぬ、彼等には國家の土地は單に廣大な地所 Landed property に過ぎなかつたものと罵倒してゐる。

之に對して從來の政治學者は一言もないが、更に一步を進めて考ふれば、地理學と人種學とで此の對象の全部に涉り論究し得るものとは認め難い。土地と國民との概念のみが決してすべてを包括してゐないことは熟考を要せずして知れる。英國とか瑞士國といふ名稱にはより廣くより深き何ものかと含蓄されてゐる。先づ第一に社會的及び法律的面目が想起され、所謂議會主義と切り離した英國、舉國一致の郷兵を有しながら所謂主義者の隱棲地たることを切り離した瑞士國を考へ難く殊に世界戰爭に當り交戰國が各全領土と全國民を打つた一團となつて闘ふたのみならず、經濟的社會的法律的及び一般の文化的性質の力をも動員したのは何人にも深省を興さしめた所である。考へれば考へる程此等の關係が緊密となり、國家の謎は地理學の示す如き國土の廣さなどの比較にならぬ精神的深みのあることが感ぜられる。ペルク氏が戰爭と地理學なる題目を掲げて戦時に地理學研究の必要を力説した際にも、此の休耕地に鋤を入れることは地理學の正徑でないと自白してゐる。

是に於てか我々の科學の體系に現實的缺陷があることが曝露した譯で、此の列強といふ現實ほど實在性の確かなものがなく、又た個人は之と運命を共にするのであるから、個人に取つて此れほど

大なる實際上の意義あるものがない。地理學も政治學も共に之を容れる場處がないとして、統計學は如何と之を一顧するに、第十八世紀の半のアッペンワルや同じくその末のシュレーツェル等のゲッティンゲン派の輩出した頃國家に關するあらゆる智識 *omne scibile* を蒐集した寶庫の如く考へたこともあつて、スタイン、ワッペウスの地理統計全書が之に次いで出た。然れども是には列強なるものゝ本質の單元が拋棄されて、實際は有機體たるべきものから疎鬆なる一種の子持岩を組み立てたまでで、その差はベデッカーの旅行案内と現代の地誌との間に見る如きものであつた。此の學派も亦た久しく衰滅して今の統計學は社會的集團の關係をそのまゝ研究することゝなつて、列強なるものの意義を此の科學から攫み出すことも出來ない。

何故に政治學が此の問題を引き受けることを欲せぬかといふに、國土と國民が常に政治現象に關聯してゐる事實に拘らず、何となく全く外面的に見え、特に領土は國家といふ肖像を容れる額縁か又は之を置く臺座に過ぎぬ様するからで、一九〇四年にブロンベルヒ氏の國家とは倫理的組織に關し、生物生活の現象を問題とはせぬといつたのは専門家の間に流行する見解を明言したものである。

(未完)